

長浜市地域脱炭素化モデル事業
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

当市では、令和4年度に次の時代への移行戦略となる「ながはまゼロカーボンビジョン 2050（以下、「ビジョン」という。）」を策定し、脱炭素社会構築という社会課題解決に、「環境面」「経済面」「社会面」の視点から持続的に取り組み、当市の地域振興を目指すこととしている。

この事業は、持続可能な地域脱炭素化モデル事業の立ち上げと推進を図り、当該事業に対する市民や市内事業者の理解と関心を高めることで、新たな基幹産業へと昇華させ、当市の地方創生の柱とすることを目的とし、当市をフィールドに実施される脱炭素ビジネスのモデル事業の募集を行うものである。

本要領は、「長浜市地域脱炭素化モデル事業」の事業及び実施事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 応募事業概要

「長浜市地域脱炭素化モデル事業」は、以下の2種類の事業とし、各事業の詳細については、別紙のとおりとする。

I 補助事業型

当市の地域課題の解決及び地域脱炭素化の推進を図るため、当市をフィールドに脱炭素ビジネスのモデル事業を実施するものに対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

II 事業提案型

当市の地域課題の解決及び地域脱炭素化の推進を図るため、当市をフィールドに脱炭素ビジネスのモデル事業を実施する共同事業者を選定する。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次の各事項に掲げるすべての要件を満たす者とする。なお、共同体の場合においては、構成する全事業者が次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 長浜市入札参加停止基準要綱に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11

年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。) でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

(5) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。

(6) 国税又は地方税を滞納していないこと。

なお、共同体においては、上記(1)～(6)に加え、次の要件をすべて満たすこと。

① 共同体の代表構成員は、事業の全体を総括し、責任を負うこと。

② 共同体の代表構成員は、補助金交付に係るすべての手続き及び共同体の事業運営、会計処理を行うこと。

4 スケジュール

令和 7 年 4 月 18 日	公募開始(H P 掲載)、質問書受付開始、個別相談受付開始、参加申込書受付開始
令和 7 年 5 月 9 日	質問書及び個別相談の受付期限
令和 7 年 5 月 16 日	質問への回答(H P 掲載)
令和 7 年 6 月 13 日	企画提案書等の提出期限
令和 7 年 6 月 26 日	企画提案書(ヒアリング) 審査
令和 7 年 6 月下旬	審査結果の公表
令和 7 年 7 月上旬	補助金交付申請
令和 7 年 7 月中旬	補助金交付決定

5 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問書(様式 4)により、電子メールにて提出すること。

※必ず電話等で送信した旨伝え、担当課において受信したことを確認すること。

※電話、口頭又はファクシミリによる質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和 7 年 5 月 9 日(木)午後 5 時まで(必着)

(3) 提出先

「12 問い合わせ先及び提出先」へ提出

(4) 回答方法

長浜市ホームページにて公開

6 個別相談

当市と共同で事業を実施することを検討している事業者は、本プロポーザルへの参加及び企画提案するにあたり、事前に希望する当市の担当課との個別相談を行うことができる。

(1) 提出書類

別添の個別相談希望書（様式5）を電子メールにて提出すること。

※必ず電話等で送信した旨伝え、担当課において受信したことを確認すること。

※電話、口頭又はファクシミリによる質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和7年5月9日（金）午後4時まで（必着）

(3) 提出先

「12 問い合わせ先及び提出先」へ提出

7 申請手続

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領及び長浜市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、共同体の場合、ウ、エ及びオについて、構成するすべての事業者分を提出すること。また、ウ及びエについては、申請時に写しを添付することとし、採択後、当市が指定する日までに原本（書面）を提出すること。

ア 参加申込書（様式1）

イ 企画提案書

ウ 収支予算書（様式3）

※ウは、「補助事業型」へ提案する場合のみ提出すること。

※上記書類を紙媒体（1部）及び電子媒体を提出すること。

エ 法人の登記事項証明書（法人の場合）

※参加申込日の3か月以内に取得されたもの

オ 直近の法人税、法人事業税、法人市町村民税、消費税及び地方消費税の納税（完納）証明書 又は納付が確認できる書類（直近の確定申告書第一表等）

各1部

※直近とは納付期限が到来しているものを指す

カ 会社概要（パンフレット等）

(2) 提出期限

令和7年6月13日（金）午後4時45分まで（必着）

(3) 提出方法

紙媒体は持参又は郵送にて提出し、電子媒体は電子メールにて提出すること。

※持参の場合は、開庁日の午前9時から午後4時45分の間で受け付ける。

※郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

※電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨伝え、担当課において受信したことを確認すること。

(4) 提出先

「12 問い合わせ先及び提出先」へ提出

(5) 企画提案書の様式等

ア 企画提案書はA4判カラー印刷（A3判の折り込み可）とし、両面印刷とすること。

イ 企画提案書はページ番号をつけること。なお、ページ数に制限は定めない。

ウ 企画提案書には事業提案の他に、事業者の実績、提案事業に対する経営シミュレーション（最低3年間）、事業実施体制及び事業工程表を記載すること。

(6) 留意事項

ア 企画提案は、1事業者につき「補助事業型」は1件、「事業提案型」は3件までとし、同一の事業内容で両方に応募することも可能とする。ただし、同一事業で両方に応募した場合、両方に採択されることはない。

イ 提出した書類の提出後の追加・変更は認めない。

ウ 提出書類は返却しない。

8 審査方法

本実施要領に基づき提出された企画提案書等について、地域脱炭素化モデル事業検討会議におけるヒアリングのうえ、市として審査を行う。

(1) 内容

提案者によるプレゼンテーション及び提案に対する質疑応答、提出書類について審査を行い、下記「(4) 選考審査基準」に基づき評価・採点し、総評価点が高い参加者を実施事業者の候補者として選定する。ただし、最も高い点数であっても、基準点に満たない場合は、選定の対象としない。

なお、提案者が1者のみの場合であっても検討会議でのヒアリングは実施する。

(2) 検討会議によるヒアリング日時

令和7年6月26日（木）（詳細は申請事業確定後お知らせします）

(3) 所要時間

- ・準備 5分
- ・プレゼンテーション 15分程度（応募件数により調整）
- ・質疑応答 10分

(4) 先行審査基準

<補助事業型>

審査項目	審査事項	得点算出方法		配点比
地域性の理解	・当市の課題や地域性・特色等を十分に理解し、オリジナリティのある提案であるか	【5段階評価】 5：非常に優れている 4：優れている 3：普通 2：やや劣る 1：劣る	× 2	10点
提案力(全体コンセプト)	・当市の地域課題の解決に資する提案となっているか		× 2	10点
	・当市の地域脱炭素化の推進に資する提案となっているか		× 2	10点
	・当市の地域経済波及効果を高める提案となっているか		× 2	10点
実現性	・事業内容について、実現可能な計画となっており、かつ、創意工夫がなされた提案となっているか		× 3	15点
発展性	・事業の規模・内容等の拡大が将来的に見込めるものであり、モデル事業として展開が期待できる提案となっているか		× 2	10点
持続性	・事業期間終了後においても、引き続き、持続可能な事業展開を実施していくことが期待できるか		× 2	10点
実施体制	・適切な業務を提供できる実施体制か		× 3	15点
実績・技術力	・提案事業を遂行するために必要な知識・経験は豊富か		× 2	10点

<事業提案型> 選考審査基準

審査項目	審査事項	得点算出方法		配点比
地域性の理解	・当市の課題や地域性・特色等を十分に理解し、オリジナリティのある提案であるか	【5段階評価】 5：非常に優れている 4：優れている	× 2	10点
提案力(全)	・当市の地域課題の解決に資す		× 3	15点

体コンセプト)	る提案となっているか	3：普通 2：やや劣る 1：劣る		
	・当市の地域脱炭素化の推進に資する提案となっているか		× 3	15点
	・当市の地域経済波及効果を高める提案となっているか		× 3	15点
実現性	・事業内容について、実現可能な計画となっており、かつ、創意工夫がなされた提案となっているか		× 2	10点
発展性	・事業の規模・内容等の拡大が将来的に見込めるものであり、モデル事業として展開が期待できる提案となっているか		× 3	15点
持続性	・事業期間終了後においても、引き続き、持続可能な事業展開を実施していくことが期待できるか		× 2	10点
実施体制	・適切な業務を提供できる実施体制か		× 1	5点
実績・技術力	・提案事業を遂行するために必要な知識・経験は豊富か		× 1	5点

9 審査結果

(1) 通知結果

ヒアリングを受けた全ての申請者に文書にて通知する。

(2) 採択件数

補助事業型：原則1件

事業提案型：最大5件程度

(3) 通知時期

令和7年7月上旬

10 情報公開及び提供

市は、提案者から提出された企画提案書等について、長浜市情報公開条例（平成18年長浜市条例第17号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他

正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

11 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を長浜市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式2）を担当課あてに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 提案審査において最低基準点が設定された場合に、その最低基準点を評価点が下回ったとき

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画・技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 異議申立て

申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

12 問い合わせ先及び提出先

長浜市役所 市民生活部環境保全課ゼロカーボンシティ推進室

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町 632

電 話 番 号 0749-65-6513

F A X 番号 0749-64-1437

E - m a i l kankyou@city.nagahama.lg.jp

別紙

I 補助事業型

(1) 補助事業内容

当市の地域課題の解決及び地域脱炭素化の推進を図るため、当市をフィールドに脱炭素ビジネスのモデル事業を実施するものに対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(2) 補助対象事業

- ア 当市の「ながはまゼロカーボンビジョン2050（令和5年3月策定長浜市脱炭素社会構築基本計画）」の実現に資する事業
- イ 当市の地域課題の解決又は地域脱炭素化の推進に資する事業
- ウ 当市をフィールドに実施され展開が見込める脱炭素ビジネスのモデル事業
- エ その他市長が特に認める事業

(3) 補助対象期間

補助金交付決定日から令和8年3月6日（金）まで

(4) 補助事業の条件

- ア 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じた額以内とし、1補助事業当たりの上限額は500万円とする。
- イ 補助金交付手続等については、「長浜市地域脱炭素化モデル事業補助金交付要綱」による。

(5) 補助対象経費

次のア～ウの条件に適合する経費で、以下の「補助対象経費一覧」に掲げる経費とする。ただし、国、地方公共団体その他公共的団体から補助金等の交付を受ける場合は、当該対象経費から当該補助金等の額を減じて得た額とする。

- ア 補助対象事業を実施するために必要な経費（補助金の交付決定日までに契約、履行又は取得、支払が完了した経費は、補助対象経費に含まない）
- イ 補助対象期間内に契約等を締結し、支払が完了した経費
- ウ 使途、単価、期間等の確認が可能であり、かつ本補助事業に係るものとして、明確に区分できる経費

【補助対象経費一覧】

区分	対象経費
1 報償費	外部専門家等に対する謝礼金、事業協力等に対する謝礼として支払われる経費
2 原材料費	事業実施に必要な原料又は材料の購入経費
3 需用費	消耗品費（物品（取得価格10万円未満）の購入に要する経費）、印刷製本費
4 開発費	事業実施に必要な製品、サービス又はシステム及びソフトウェアの開発に要する経費、外注費
5 通信運搬費	事業実施に必要な物品の運搬費又はデータ通信費
6 広報活動費	事業実施に必要な広告宣伝費又はWebページ作成費
7 交通費	事業実施に係る国内の交通費（市内移動用のレンタカー及びガソリン代を含む。）
8 委託料	事業実施に係る設計コンサルタント等に係る委託料
9 使用料及び賃借料	事業実施に必要な土地・建物・会場・マイク等の借上料、リース契約のリース料
10 工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費
11 その他	市長が特に必要と認める経費

（6）法令等の遵守

本補助事業の実施にあたり必要となる関係法令（法律、政令、省令、条例及び規則、基準、指針等）を遵守しなければならない。

（7）補助金の返還

次の各号のいずれかに該当するときは、交付される補助金の全部又は一部を当市に返還するものとする。

ア 補助事業の条件を満たしていないことが判明したとき

イ 偽りその他不正の手段により補助を受けたことが判明したとき

ウ その他市長が特にその必要があると認めるとき

Ⅲ 事業提案型

(1) 事業内容

当市の地域課題の解決及び地域脱炭素化の推進を図るため、当市をフィールドに脱炭素ビジネスのモデル事業を実施する共同事業者を選定する。共同事業者に対しては、当市として事業の実施をサポートすることとし、必要に応じて当市と連携した事業の実施や当市としての予算化の検討を行う。なお、本事業に採択されたことをもって当市の予算化が確約されたものではない。

(2) 対象事業

- ア 当市の「ながはまゼロカーボンビジョン2050（令和5年3月策定長浜市脱炭素社会構築基本計画）」の実現に資する事業
- イ 当市の地域課題の解決又は地域脱炭素化の推進に資する事業
- ウ 当市をフィールドに実施され展開が見込める脱炭素ビジネスのモデル事業
- エ その他市長が特に認める事業

(3) 事業期間

採択結果通知日から令和8年3月6日（金）まで

※事業期間満了までに双方協議のうえ、事業期間の延長が必要と判断した場合は、この限りではない。